

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力を停止します

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく監査の結果、不正・不当な運営を行っている以下の事業者について行政処分を行うこととし、本日、事業者に対し当該処分について通知しました。

1 事業者の概要

- (1)事業者名 株式会社恵
(2)所在地 東京都港区芝五丁目 3 番 2 号 +SHIFT MITA 6 階
(3)代表者名 代表取締役 中出 了輔

2 対象事業所及び行政処分の概要

	グループホームふわふわ岩屋	グループホームふわふわ下地
(1)所在地	豊橋市岩屋町字岩屋下 96-1	豊橋市下地町字野箱 57-1
(2)事業の種類	共同生活援助（日中サービス支援型）	共同生活援助（日中サービス支援型）
(3)利用定員	20 人	17 人
(4)利用者	20 人（令和 6 年 6 月 19 日時点）	15 人（令和 6 年 6 月 19 日時点）
(5)指定年月日	令和 3 年 2 月 1 日	令和 4 年 6 月 1 日
(6)処分内容	指定の一部効力停止 （新規利用者の受入停止 6 か月）	指定の一部効力停止 （新規利用者の受入停止 3 か月）
(7)効力停止期間	令和 6 年 6 月 26 日から 12 月 25 日まで	令和 6 年 6 月 26 日から 9 月 25 日まで
(8)処分理由	<ul style="list-style-type: none">●人格尊重義務違反 （法第 50 条第 1 項第 3 号） ・食材料費を過大に徴収したことは、 経済的虐待にあたる●不正請求 （法第 50 条第 1 項第 6 号） ・令和 3 年 2 月から令和 5 年 11 月ま で、サービス提供を行っていないに もかわらず日中サービス支援型共 同生活援助サービス費を請求した・令和 3 年 2 月から令和 5 年 11 月ま で、加配要件をみたしていない、ま たは夜間支援をしていないにもか かわらず夜勤職員加配加算を請求した	<ul style="list-style-type: none">●人格尊重義務違反 （法第 50 条第 1 項第 3 号） ・食材料費を過大に徴収したことは、 経済的虐待にあたる●不正請求 （法第 50 条第 1 項第 6 号） ・令和 4 年 6 月から令和 5 年 11 月ま で、サービス提供を行っていないに もかわらず日中サービス支援型共 同生活援助サービス費を請求した・令和 4 年 6 月から令和 5 年 11 月ま で、加配要件をみたしていない、ま たは夜間支援をしていないにもか かわらず夜勤職員加配加算を請求した

3 経済上の措置

	グループホームふわふわ岩屋	グループホームふわふわ下地
(1)全体 ^{※1}	不正請求額 3,209,274 円	不正請求額 1,133,778 円
	加算金 ^{※2} 1,283,709 円	加算金 ^{※2} 453,511 円
	返還額合計 4,492,983 円	返還額合計 1,587,289 円
(2)豊橋市分	不正請求額 2,062,536 円	不正請求額 892,249 円
	加算金 ^{※2} 825,014 円	加算金 ^{※2} 356,899 円
	返還額合計 2,887,550 円	返還額合計 1,249,148 円

※1 豊橋市以外のサービス支給決定市区町村分を含む

※2 法第8条第2項に基づき、40%を乗じて得た額を加算

4 利用者について

グループホームふわふわ岩屋、グループホームふわふわ下地のいずれも、新規利用者の受入停止処分のため、現利用者のサービス提供に関して影響はありません。

<p>問合先 福祉部 障害福祉課 課長補佐 鈴木 (電話 0532-51-2329)</p>
--